

3-1-1. 指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況(平成30年度)

(単位:人)

都道府県 指定都市	認定者総数		1 平成30年度に研修を受けた者							2 研修受講予定者のうち、 認定後、研修を受講する ことなく別の措置等が なされた者	3 令和元年度からの研修 対象者	
	(1+2+3)	うち、平成30年 度新規認定者	(1)現場 復帰	(2)依願 退職	(3)分限 免職	(4)分限 休職	(5)転任	(6)研修 継続	(7)その 他			
1 北海道	2		2						2			
2 青森県												
3 岩手県	3	(1)	2	1	1						1	
4 宮城県												
5 秋田県												
6 山形県												
7 福島県												
8 茨城県												
9 栃木県												
10 群馬県	1		1						1			
11 埼玉県	1		1	1								
12 千葉県	1		1	1								
13 東京都	4	(1)	3						1	2	1	
14 神奈川県												
15 新潟県												
16 富山県												
17 石川県	5	(2)	3	3							2	
18 福井県												
19 山梨県	2	(1)	1	1							1	
20 長野県												
21 岐阜県												
22 静岡県												
23 愛知県	7	(2)	1						1		4	
24 三重県	3	(1)	2	1	1						1	
25 滋賀県	3	(2)	1						1		2	
26 京都府												
27 大阪府	1		1						1			
28 兵庫県												
29 奈良県	1		1	1								
30 和歌山県												
31 鳥取県												
32 島根県												
33 岡山県	2	(1)	1	1							1	
34 広島県	1		1		1							
35 山口県	3	(1)	2	1					1		1	
36 徳島県												
37 香川県	2	(1)	1		1						1	
38 愛媛県												
39 高知県												
40 福岡県	2	(1)	1	1							1	
41 佐賀県												
42 長崎県	3	(2)	1		1						2	
43 熊本県	1		1	1								
44 大分県												
45 宮崎県	3		3	1				1	1			
46 鹿児島県	1	(1)	1	1								
47 沖縄県	1										1	
48 札幌市												
49 仙台市	3	(1)	2	2							1	
50 さいたま市												
51 千葉市												
52 川崎市												
53 横浜市	3		3						3			
54 相模原市												
55 新潟市												
56 静岡市												
57 浜松市												
58 名古屋市	1		1						1			
59 京都市												
60 大阪市	4	(1)	3		1				2		1	
61 堺市												
62 神戸市	5	(3)	2	2							3	
63 岡山市												
64 広島市												
65 北九州市												
66 福岡市	1	(1)	1	1								
67 熊本市												
合計	70	(23)	44	20	6	0	0	1	15	2	5	21
(参考)平成29年度合計	95	(40)	57	33	10	2	1	0	7	4	5	33
(参考)平成28年度合計	108	(44)	68	33	12	2	1	0	18	2	6	34

(注1)「(7)その他」の内訳・・・独自の指導力向上研修2名

(注2)「2」は、平成30年度に研修を受ける予定だった者で、認定後、研修を受講することなく別の措置等がなされた者を示す。その内訳は、自己都合退職2名、分限休職2名、懲戒免職1名

(注3)「3 令和元年度からの研修対象者」とは、平成30年度に認定され、令和元年度から初めて研修を受ける予定の者を示す。